

地域主権改革一括法により制定又は改正する条例案について

1 地域主権改革一括法の概要

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号（第1次）及び平成23年法律第105号（第2次）。以下総称して「地域主権改革一括法」という。）』により、次の2つの事項を実施するため、関係法律の整備が行われた。

- (1) 地方自治体に対する義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - ア 施設・公物設置管理の基準
 - イ 協議、同意、許可・認可・承認
 - ウ 計画等の策定及びその手続
- (2) 基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲）

2 条例制定権拡大の概要

条例制定権の拡大は、主として地方自治体が設置・管理する施設・公物の基準等に係るものであり、当該基準等の根拠を条例に委任するものとなっている。

ただし、基準等の根拠を条例に委任された場合で、政省令で定める基準を基本としなければならない場合には、法律により次の3つの類型に区分された基準に沿って条例を制定・改正する必要がある。

【基準の類型】

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準で、従うべき範囲内でなければ地方自治体が異なる内容を定めることは許されない。
標準	通常適合すべき基準で、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じて地方自治体が異なる内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準で、国の基準を十分参照した結果としてであれば、地方自治体が異なる内容を定めることは許容される。

なお、改正された法律については、平成24年4月1日から施行されているが、1年間の経過措置により、平成25年3月31日までは、従来の政省令に定める基準等が市の条例で定める基準等としてみなされることとなっている。

3 条例制定の基本的な考え方

基準の類型で、「標準」及び「参酌すべき基準」については、地域の実情に応じて条例で独自基準を定めることが可能であるが、地域性が特段ない場合には、独自基準は定めない。

また、条例委任されたもののうち、本市で設置・管理していないもの及び設置・管理する見込みがないもの並びに条例制定そのものの要否を委ねられたもので当面必要ないと判断したものについては、条例制定をしない。

4 条例整備の内容

平成24年12月定例会に上程する条例案は、条例制定の基本的な考え方に基づき、本市において整備が必要であると判断したもののうち、地域主権改革一括法により整備された9法律、個別法により改正された1法律及び関連政令により改正された1政令により条例委任された事項について、9件の新規制定及び3件の一部改正により整備するものである。